

第5章 歴史文化保存活用区域の考え方と設定

1 歴史文化保存活用区域の目的および考え方

歴史文化保存活用区域は、文化財の種別や指定・未指定に関わらず、様々な文化財が特定の地域に集まっている場合に、関連文化財群を核として、歴史資産と一体となる周辺環境も含め、文化的な空間を創出するための区域として定めるものである。

市域には様々な歴史資産が分布しており、それぞれの地域の魅力や特徴を形作る要素となっている。歴史文化保存活用区域を定めることで、関連文化財群の総合的な保存・活用が可能となり、歴史資産のまちづくりや観光への活用を図ることができる。そのためには、行政と地域住民が手を取り合いながら、地域の魅力を掘り起こし、各テーマを活用できるようにすることが望ましい。

歴史文化財保存活用区域は、関連文化財群を保存・活用するためだけでなく、まちづくりなどの他の施策にも関連するものである。そのため、区域の歴史資産の現状に合ったものとすることはもちろんのこと、地域住民や市民団体の活動状況も踏まえて範囲を設定することが重要である。

2 草津市における歴史文化保存活用区域の設定方針

歴史文化保存活用区域の考え方にもとづき、本市における区域の設定方針を以下のとおりとする。

- (1) 関連文化財群の分布と特徴を踏まえ、地域ごとの特徴が表せるよう、歴史文化保存活用区域を設定する。
- (2) まちづくりなど他の施策との整合を図り、地域の魅力形成に資することができるよう歴史文化保存活用区域を設定する。
- (3) 各歴史文化保存活用区域の範囲内で、地域の歴史文化の特徴を表していると考えられる歴史資産を中核となる文化財とする

表 5-1 歴史文化保存活用区域の構造

関連文化財群の メインテーマ	中核となる文化財	歴史文化が対象とする区域
(1) 生産の歴史文化	野路小野山製鉄遺跡 木瓜原遺跡	ものづくり文化 保存活用区域
(2) 信仰の歴史文化	史跡芦浦観音寺跡	船奉行芦浦観音寺 保存活用区域
	古代寺院 草津のサンヤレ踊り	信仰のかたち 保存活用区域
(3) 街道の歴史文化	史跡草津宿本陣 東海道 中山道	宿場と草津宿本陣 保存活用区域
	矢橋港 矢橋道	草津を形作る街道と港 保存活用区域

3 歴史文化保存活用区域

表 5-1 のとおり設定した歴史文化保存活用区域について、次のとおり方針を定める。

(1) 生産の歴史文化に関わる歴史文化財保存活用区域

本関連文化財群は、構成要素などの検討により、「ものづくり文化保存活用区域」を設定する。

ア) ものづくり文化保存活用区域

中核文化財	野路小野山製鉄遺跡 木瓜原遺跡
区域の説明	弥生時代からはじまる玉作りおよび木製品の加工などのものづくり文化および古代国家を支えた瀬田丘陵上を中心に展開する生産遺跡群を対象とし、「ものづくり文化保存活用区域」を設定する。 本区域の保存活用に関する基本方針として、中核となる野路小野山製鉄遺跡について史跡の保存・整備をすすめるとともに、史跡を含む区域に所在する歴史資産の情報発信に努めるものとする。具体的な取組として以下を挙げる。 本区域における歴史文化の構成要素の保存・活用に関する基本方針は、次のとおりとする。

- ① 史跡の整備・活用のため、「野路小野山製鉄遺跡保存活用計画」、「野路小野山製鉄遺跡整備基本計画」を策定する。
- ② 史跡を含む本区域の情報発信を関係団体である各まちづくり協議会、草津市観光ボランティア協会などと協働して進める。特に協働による保存活用区域の活用について、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めていくものとする。

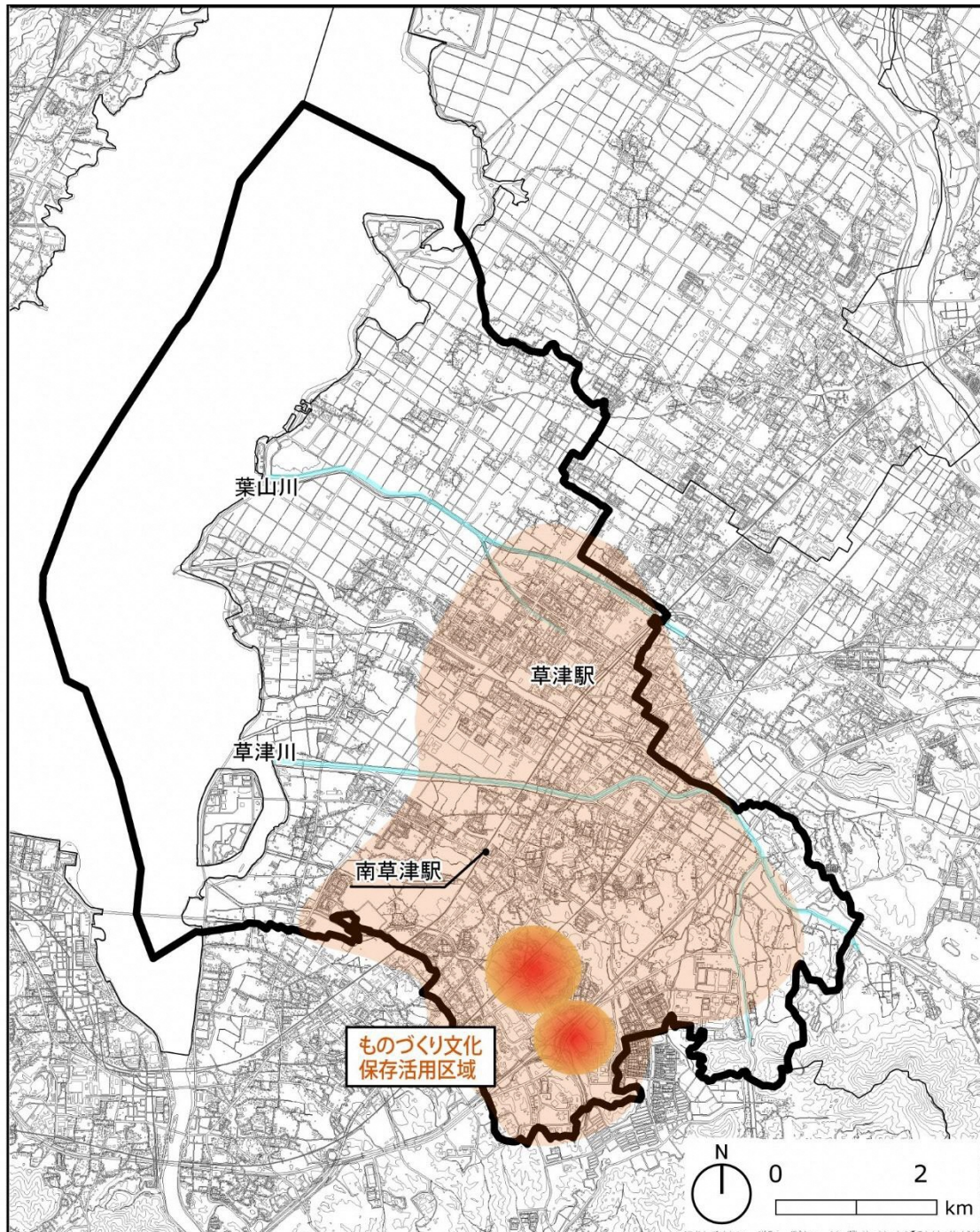


図 5-1 生産の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

（２）信仰の歴史文化に関わる歴史文化財保存活用区域

本関連文化財群は、関連文化財群を構成する諸要素の検討より、「船奉行芦浦観音寺保存活用区域」・「信仰のかたち保存活用区域」の２区域を設定する。

ア）船奉行芦浦観音寺保存活用区域

中核文化財	史跡芦浦観音寺跡
区域の説明	港が持つ物流機能、情報収集機能は本市の歴史文化の形成に大きな影響を果たしたが、その到達点の１つに豊臣秀吉や徳川家康により湖上交通の管理を任された芦浦観音寺があることから「船奉行芦浦観音寺保存活用区域」を設定する。 本区域の保存活用に関する基本方針として、①本区域の中核である史跡芦浦観音寺跡について史跡の整備・活用を進めるとともに、②史跡を含む区域の歴史資産の活用を進めるものとする。具体的な取組として以下を挙げる。

- ① 史跡の整備・活用のため、「史跡芦浦観音寺跡保存活用計画」、「史跡芦浦観音寺跡整備基本計画」を策定する。
- ② 史跡を含む区域の情報発信を関係団体である各まちづくり協議会、草津市観光ボランティア協会などと協働して進める。特に協働による本区域の歴史資産の活用について、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めていくものとする。

イ）信仰のかたち保存活用区域

中核文化財	古代寺院跡 草津のサンヤレ踊り
区域の説明	中世の風流踊りにその起源をもつとされる草津のサンヤレ踊りほか、民俗芸能は地域の特徴的な祭礼であり、地域住民が交流を深め、郷土愛を醸成するという意味でも非常に重要である。さらに、本市北部には古代寺院跡や仏像など美術工芸品、ならびに寺社など、信仰に関する歴史文化が所在しており、これらを保存・活用するために、「信仰のかたち保存活用区域」を設定する。 本区域の諸文化財の保存活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① これまでの発掘調査成果を活用した展示会や報告会を開催するなど、普及啓発に努めるとともに、新たに実施する発掘調査成果について現地説明会を開催し、地域へ遺跡の価値を周知する。また、寺社や仏像については、特別公開の時期などの情報を発信することで関心の向上を図る。
- ② 特に寺社や仏像については、防犯・防災についての意識高揚を図り、文化財を保存・継承していくための体制整備を目指す。
- ③ 区域の歴史資産の情報発信をサンヤレ踊り関連団体、各まちづくり協議会および草津市観光ボランティア協会などと協働して進め、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めるとともに、今後の民俗芸能などの継承の方針を検討する。

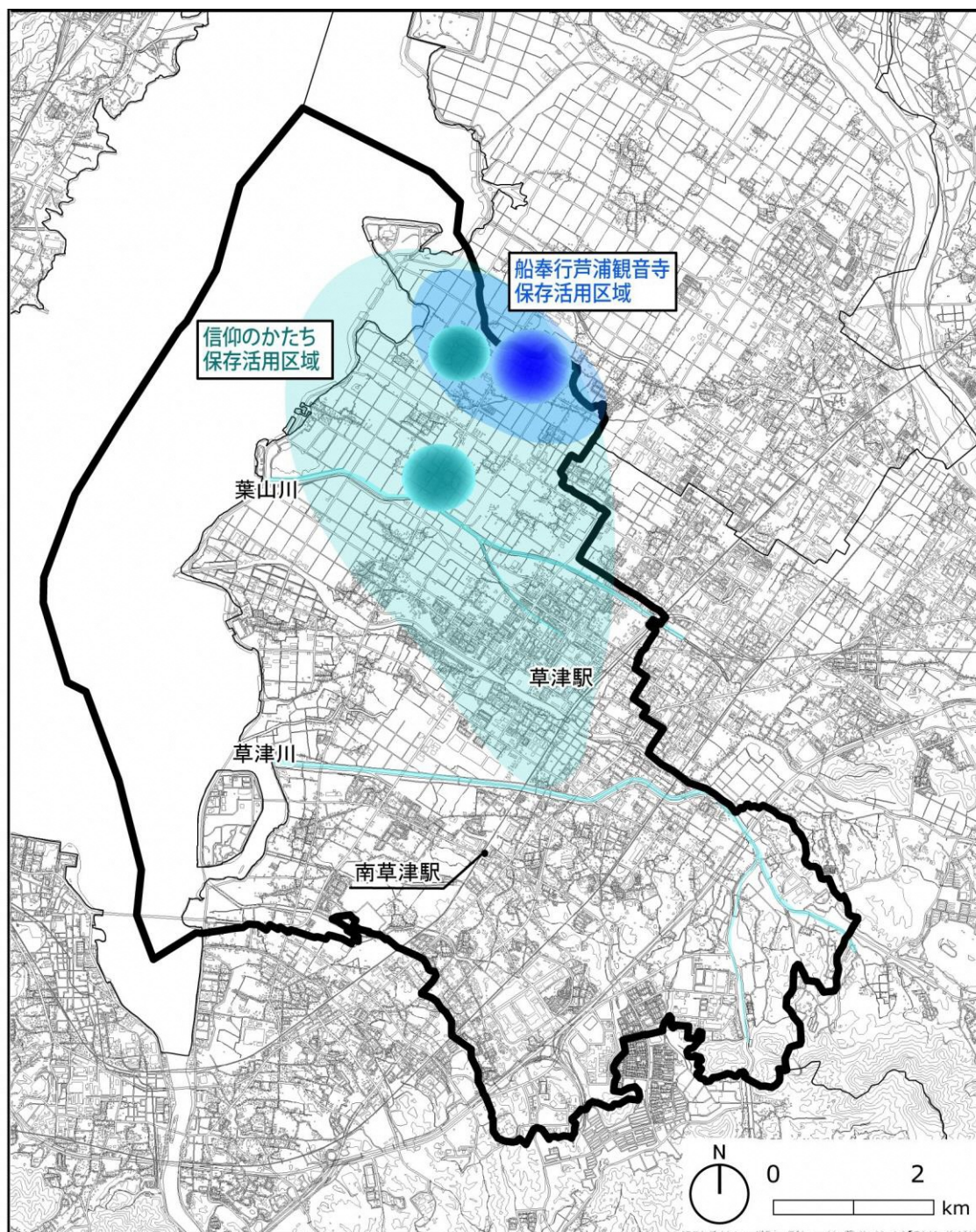


図 5-2 信仰の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

（３）街道の歴史文化に関わる歴史文化財保存活用区域

本関連文化財群は、関連文化財群を構成する諸要素の検討より、「宿場と史跡草津宿本陣保存活用区域」・「草津を形作る街道と港保存活用区域」の２区域を設定する。

ア) 宿場と草津宿本陣保存活用区域

中核文化財	史跡草津宿本陣
区域の説明	本市の歴史文化を形成する要素である街道文化が大きく発展し、本市の市街地を形作る原型となった宿場町草津の姿は、本市の特徴として根付いていることから、「宿場と草津宿本陣保存活用区域」を設定する。 本区域の諸文化財の保存活用に関する基本方針は以下のとおりとする。

- ① 史跡の整備・活用のため、「史跡草津宿本陣保存活用計画」、「史跡草津宿本陣整備基本計画」を策定する。
- ② 史跡を含む本区域の情報発信を関係団体である各まちづくり協議会、草津市観光ボランティア協会などと協働して進める。特に協働による保存活用区域の活用について、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深めていくものとする。

イ) 草津を形作る街道と港保存活用区域

中核文化財	矢橋港 矢橋道
区域の説明	本区域に所在する矢橋港は、地理的位置から物流機能、情報収集機能が突出しており、草津宿を通過する旧東海道から矢橋道、そして矢橋港までの間の歴史文化の形成に大きな役割をはたしてきた。また、本市には他にも港があり、古道が本市を縦横に通過していることから、当該区域を特徴づけるものとして「草津宿を形作る街道と港保存活用区域」を設定する。 本区域の保存・活用に関する基本方針として、区域の歴史資産の情報発信に取り組むものとする。具体的な取組として以下を挙げる。

- ① 区域内の歴史文化構成要素を結ぶ散策路の設定、サイン・マップなどの整備・製作を行い、本区域の情報発信に努める。そのために、関係団体と協働した取組が進められるよう、学習会やイベントを開催し、相互の理解を深める。

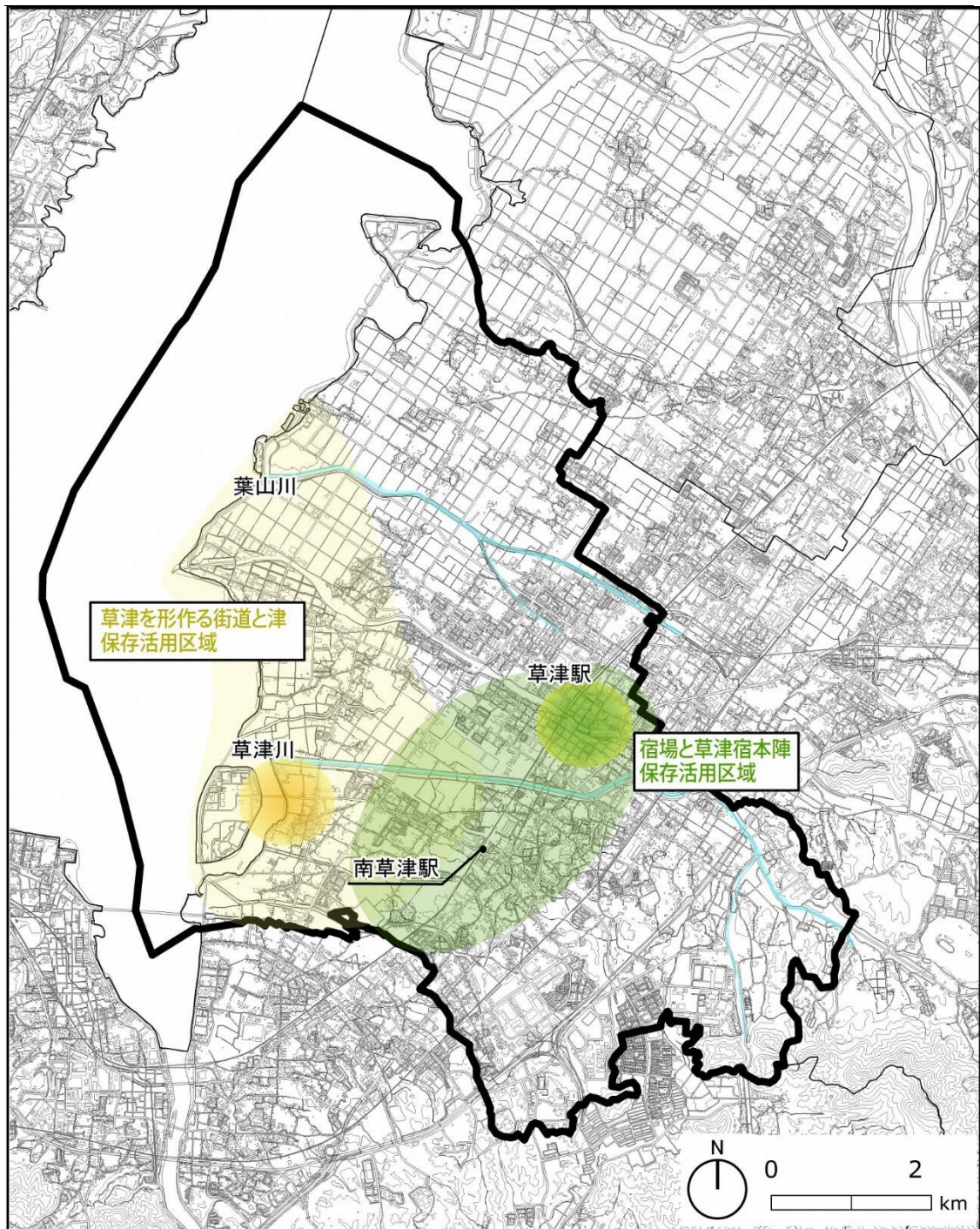


図 5-3 街道の歴史文化に関わる歴史文化保存活用区域

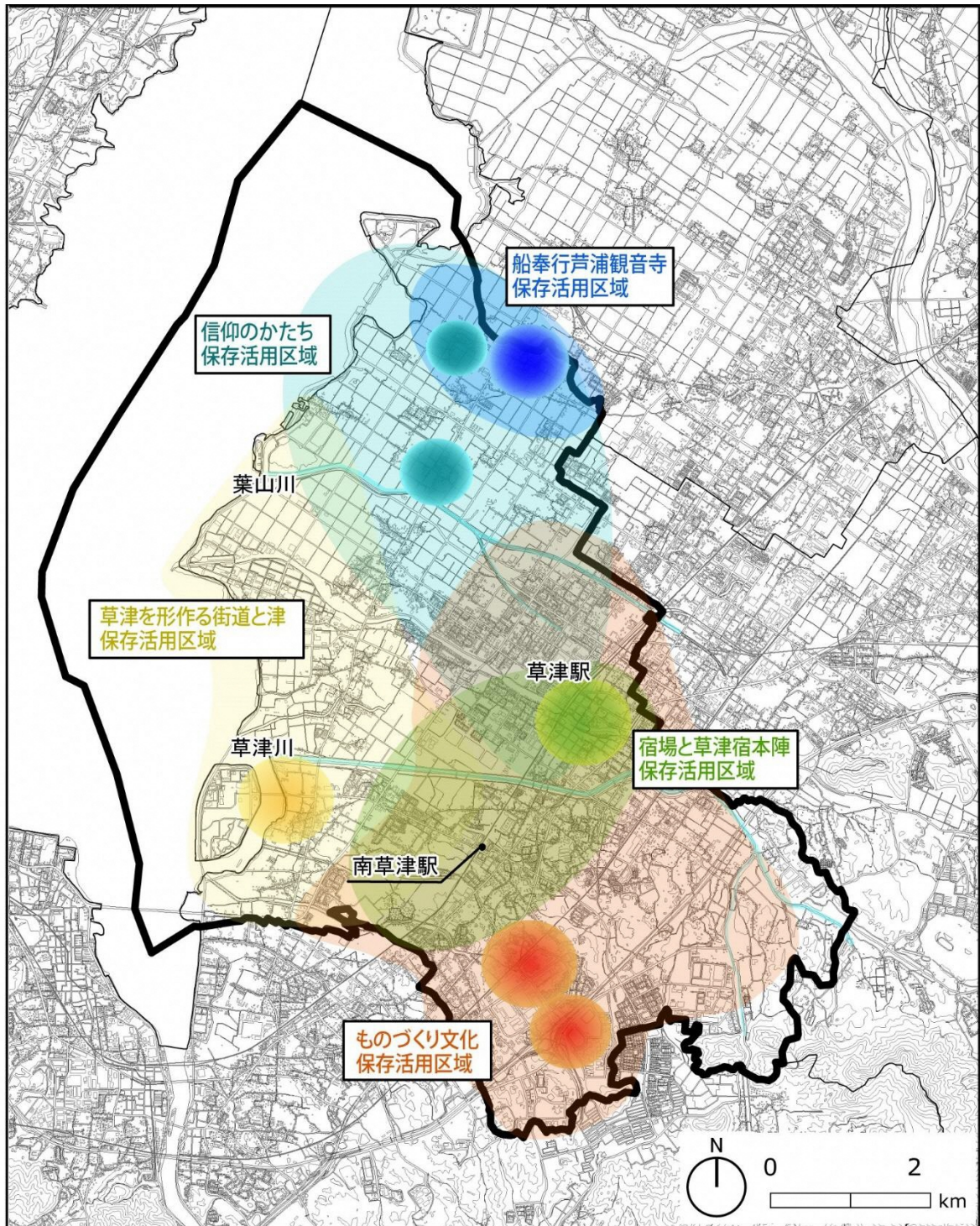


図 5-4 草津市の歴史文化保存活用区域